

## 御代田町長選挙 私たちの最も身近な選挙です

投票日は2月18日(日)

町長選挙は2月13日告示。  
自分の思いを一票に託し  
棄権することなく、みんなで投票しましょう。

### 期日前投票

- 【期間】 2月14日(水)～17日(土)
- 【時間】 午前8時30分～午後8時
- 【場所】 役場町民ホール



### 立候補届出要領説明会

1月30日(火) 役場大会議室 午後2時から

### 届出書類事前審査

2月7日(水) 役場大会議室 午前9時～正午

### 立候補届出

2月13日(火) 役場大会議室  
午前8時30分～午後5時

問い合わせ先  
御代田町選挙管理委員会  
32-3111 内線 56 番

## 路線バスの運行から 新交通システムを検討しています

町は、現在町内を走る3路線のバス運行を、御代田町の現状にあった、新しい公共交通システムに移行するため、検討委員会を発足し、調査・研究を進めています。

### 町が置かれている現状

現在、民間の路線バスが廃止され、町は北国街道線・小沼線・御代田線の代替バス運行を委託しています。ところが、利用者は極めて少なく、一人も乗車していない便もあります。さらに、県からの運行補助金が今年度から廃止され、財政的にも厳しい状況にあります。

### 「検討委員会」を発足

10月31日に新交通システム検討委員会を発足し、町長から委員会への諮問が行われました。同日、第1回の委員会が開催され、事務局から町の公共交通の現況説明と課題の提案を受けました。11月21日には、東御市の乗り合いタクシーで、自宅から目的地まで利用者を輸送してくれる『デマンド交通』と軽井沢町の『定時路線循環バス』の視察を行いました。

今後、昨年9月に行った町民アンケートも踏まえ、御代田町に相応しい交通システムを検討していきます。

### 問い合わせ先

役場企画財政課企画政策係  
(32) 3111 内線 53 番

### 新交通システム 検討委員会名簿

委員長	町議会議員
内堀千恵子	
副委員長	社会福祉協議会
尾台 昭雄	
古越 邦夫	区長会
須佐 祐三	老人クラブ連合会
渡辺 弘紀	身体障害者福祉協会
井出 隆	民生児童委員協議会
柏木 昭憲	商工会
小林 清美	(有)軽井沢観光タクシー
依田 定男	松葉自動車交通(株)
木内美喜雄	千曲バス(株)

※委員会は、議会議員・識見者・交通事業者など10名で構成

## こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26・27番

### 農地法許可後は必ず登記を！

最近あった例を紹介します。

農業委員会では、毎月定例会を開催し、農地法の申請が出された案件を審議しています。このコーナーで何回かお願いをしてきていますが、提出される『許可後の計画変更申請』を見ていると、随分前に住宅敷地として許可を受けているながら、登記がそのまま農地になっているということがあります。

農地法第5条の許可が出て、農地の売買が成立し、金銭のやり取りが終了したり、住宅などを建設した後は、必ず所有権移転(名義変更)登記と地目変更登記を行なってください。

農地法第4条は、自己所有の農地の転用許可です。地目変更登記をしなくても、生活に影響はないと考えている人が多くいるようです。

登記に関しては、所有権移転登記だけはして、地目変更登記をしないケースが目立ちます。このことが、将来のトラブルの原因になりますので、必ず地目変更登記をしてください。

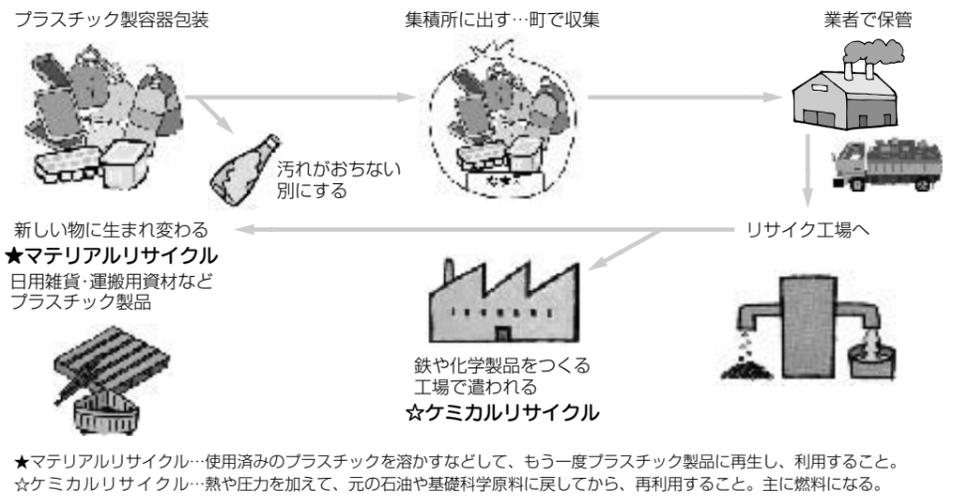
Aさんは所有する農地を、建築のBさんに大作業小屋を建設するため、平成2年に農地法第5条許可申請をし、賃貸借で許可を得ました。今回Bさんとの賃貸借を合意解約し、建物を取り壊し畑に戻すことになりました。

しかし、畑のまま地目変更登記をしないため、見た目は畑に戻しても農地法第5条の許可(大作業所敷地)が生きていて固定資産税は宅地並み課税で変わりません。

許可を受けた農地は、宅地などに地目変更登記した時点で、初めて農地法の手を離れます。畑に戻したところで、改めて『畑』に地目変更登記をしてもらうことにより、課税地目が『畑』となります。

## プラスチック製容器包装は大切な資源です 水ですすぐなどきれいな状態にして出してください！

御代田町は、平成14年12月からプラスチック製容器包装の分別をしています。プラスチック製容器包装はこのようなながれでリサイクルされています。



問い合わせ先 生活環境課 環境衛生係 ☎32-3111 内線47番

## 環境衛生情報